［公民］ワークシート①　第１章「契約ってなに？」　第２章「契約は守るもの！ だけど」

　　　　年　　　　組　名前（　　　　　　　　　　　　）

【導入　～「契約」はどこでしている？～】

どのような場面で「契約」をしているかあげてみよう

ヒント　学校に来るまでもたくさんの「契約」が存在しているよ

**【第１章　第１部　オリジナルパーカーを作りに行こう！】**

●契約が成立すると・・・図形, 四角形

自動的に生成された説明

挿絵 が含まれている画像

自動的に生成された説明時計, 挿絵 が含まれている画像

自動的に生成された説明挿絵, 時計 が含まれている画像

自動的に生成された説明グラフィカル ユーザー インターフェイス, アプリケーション

自動的に生成された説明テキスト

自動的に生成された説明



（　　　　　　　）が発生



（　　　　　　　　　　　　）義務

時計 が含まれている画像

自動的に生成された説明挿絵, シャツ が含まれている画像

自動的に生成された説明



●契約については私人間の関係を定める（　　　　）で定められている

　→契約で合意したことを守ることは、経済活動の基本となる

**【第１章　第２部　契約するときは、ここに注意！】**

Q1　オリジナルパーカーを作るために、どういう視点でお店を探していましたか？

Q2　3人は、お店で何を聞いていますか？

Q3　注文書の控えをもらっていましたか？

Q4　 3人は、なぜ一方的にキャンセルができず、仕方なくオリジナルパーカーを依頼したのでしょうか？

＜第１章まとめ＞

□本当に必要な契約かどうかを検討しましょう。

□契約する相手は、（　　　　　　　　　　　　　）かどうかを検討しましょう。

□契約するものやサービスの内容、支払金額、支払方法、解約条件など、（　　　　　　）を検討しましょう。

□契約内容がわかる（　　　　　　　）などの控えや（　　　　　　　）は手元に持っておきましょう。

□インターネット通信販売の場合、原則、画面上に契約内容等を表示することが義務付けられています。事業者情報や契約内容がわかる画面、申込画面や事業者からの承諾メール等、画面のコピーをとっておきましょう。また、インターネット通信販売には（　　　　　　　　　　　　）がありません。返品条件なども確認して、検討しましょう。

**【第２章　第１部「契約はやめられるの？」】**

（　　　　　　　　　）

未成年者が親の同意もなく契約した場合

あとから取り消すことが出来る制度

２０２２年（令和４年）４月～

成年年齢が（　　　　　）になるため、

18歳以上では未成年者取消権が行使できない。

＜もっと知りたい2-①　未成年者取消権が使えない場合＞

●契約相手に（　　　　　　　　　　　　　　）、信じさせて結んだ契約の場合

●法定代理人の（　　　　　　　　　）場合

●未成年者がその後成人して（　　　　）したり、法定代理人が（　　　　）したりした場合

●取消権が時効になった場合

＜もっと知りたい2-②　契約の取消し・無効になる場合＞

●（　　　　）による取消し ●（　　　　）による取消し

●強迫による取消し ●（　　　　　　）違反による無効

**【第２章　第２部「相手が契約を守ってくれなかったら・・・」】**

＜もっと知りたい 法定解除＞

（　　　　　　）　　　契約内容が実行される可能性が無い場合のこと

（　　　　　　）　　　契約の期日までに契約内容が実際に行われなかった場合のこと

（　　　　　　　）　　契約内容は実行されたが、不完全な内容である場合のこと

【学習のまとめ】

学習内容を踏まえ、これから契約を結ぶ際に心がけたいことをまとめましょう。

